



災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

那覇電気工事業協同組合

那 覇 市





## 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

那覇市（以下「甲」という。）と那覇電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急対策等に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう）により、甲が、所管する施設及び災害活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、乙からの情報提供や乙に所属する会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援（以下「災害支援」という。）を定めることにより、迅速かつ円滑な災害活動に資することを目的とする。

### （災害支援）

第2条 災害支援の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）電気屋内配線工事
- （2）電気機器の設置
- （3）その他、災害対策上必要とされる支援

### （災害支援の要請）

第3条 甲は、災害活動が必要とされる事態が発生した場合、その応急対策等において乙に対し災害支援を要請することができる。

### （災害支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、災害支援を行う会員の名を甲に連絡し、当該会員をして甲と応急対策等の内容、方法について協議を行わせ、甲の指示により当該災害に係る支援を実施させるものとする。

(実施体制の整備)

第5条 乙は、災害支援を円滑に実施するため、あらかじめ必要な資機材の確保や技術者等の動員の方法等を定め、甲に書面（以下「災害支援計画書」）にて報告するものとする。

2 乙は、災害支援計画書を毎年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。

(災害支援に係る費用)

第6条 災害支援は有償とし、甲は、乙に災害支援を要請したときは、出動した会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第7条 第4条の規定による災害支援の実施に伴い、甲又は会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合、会員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び会員で協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて災害支援業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、当核業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかり傷害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、甲及び会員で協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年2月13日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも、この協定の改廃について申し出がないときは、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(実施の細目)

第9条 この協定の実施の細目については、別途定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

以上、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年2月13日

甲 那覇市

那覇市長

翁長雄志



乙 那覇電気工事業協同組合

理事長

徳元秀雄

